

議案第 27 号

財産（史跡乙訓古墳群）の取得について

別記財産を取得する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

向日市長 安 田 守

別 記

1 取得目的 史跡乙訓古墳群（五塚原古墳及び寺戸大塚古墳）保存活用

2 取得財産

向日市寺戸町芝山1番1	山林	4,987.49 m ²
向日市寺戸町芝山3番1	山林	22,561.06 m ²
向日市寺戸町古城12番1	山林	599.20 m ²
向日市寺戸町芝山2番3	畑	1,323.43 m ²
向日市寺戸町芝山2番4	畑	1,194.47 m ²
向日市寺戸町芝山2番5	畑	1,155.30 m ²
向日市寺戸町芝山2番6	畑	706.94 m ²
	計	32,527.89 m ²

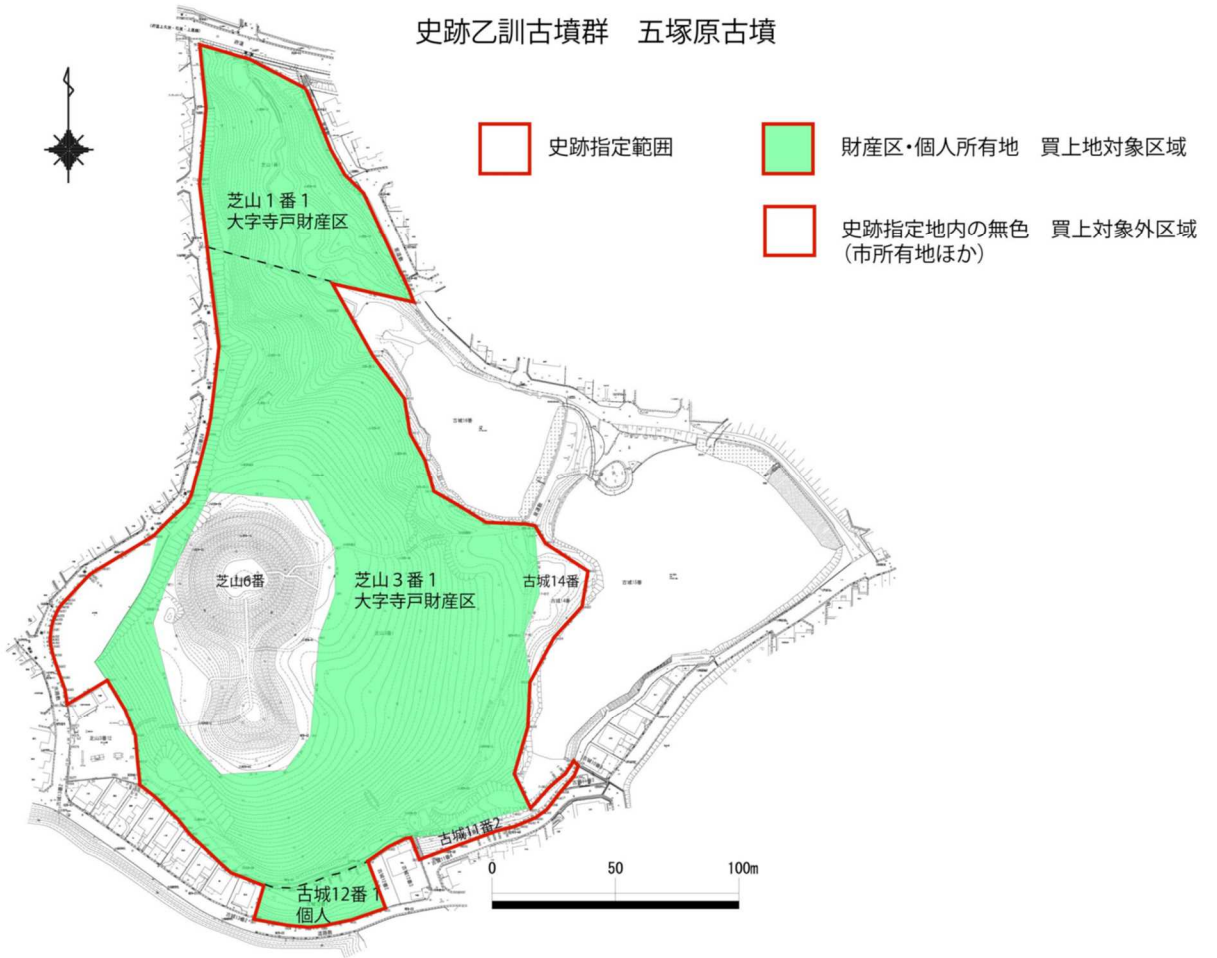
3 取得価格 201,733,794円

4 取得時期 令和2年3月

5 取得方法 買入れ

6 取得の相手方 大字寺戸財産区及び向日市民3人

史跡乙訓古墳群 五塚原古墳



史跡乙訓古墳群 寺戸大塚古墳

